新　旧　対　照　表

（改　正　後）

法人 JA ネットバンク利用規定

第１章　総則

1 法人 JA ネットバンク

(1) サービス内容

a	法人 JA ネットバンク（以下、「本サービス」といいます。）とは、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）が当会に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター（以下、「パソコン」といいます。）等の端末機器（以下、「端末」といいます。）により、法人 JA ネットバンク利用規定（以下、「本規定」といいます。）所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当会がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。
b	契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申し込むことができます。 (a)（省略） (b)（省略） (c) その他当会所定のサービス なお、照会・振込サービスの申込みは必須となり、伝送サービスのみの申込みはできません。また、照会・振込サービスの申込みにより、収納サービス（税金・各種料金の払込み）を利用できます。
c	（省略）
d	（省略）
e	（省略）

(2)　（省略）

(3)　（省略）

(4) 月額利用料

a	契約者は当会に対し、本サービスについての当会所定の月額利用料およびその消費税相当額（以下、「月額利用料等」といいます。）を毎月支払うものとします。
b	月額利用料等は、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された貯金口座から、毎月当会所定の日に自動的に引き落すものとします。
c	月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、設定した月額利用料（全額）を徴収します。（日割り計算は行いません。）

2 利用資格

(1) 本サービスの利用申込者（以下、「利用申込者」といいます。）は、次の場合に該当する方とします。

a	（省略）
b	（省略）
c	（省略）

(2) 本条(1)に該当する方からの利用申込みであっても、当会は、次の場合には利用申込みを承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。

（改　正　前）

法人ＪＡネットバンク利用規定

第１章　総則

第1条 法人JAネットバンク

1　サービス内容

(1)　法人 JA ネットバンク（以下（追加）「本サービス」といいます。）とは、本サービスの契約者（以下（追加）「契約者」といいます。）が当会に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター（以下（追加）「パソコン」といいます。）等の端末機器（以下（追加）「端末」といいます。）により、法人 JA ネットバンク利用規定（以下（追加）「本規定」といいます。）所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当会がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。

(2)　契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申（追加）込むことができます。

ア　（省略）

イ　（省略）

ウ　その他当会所定のサービス

なお、照会・振込サービスの申込（追加）は必須となり、伝送サービスのみの申込（追加）はできません。また、照会・振込サービスの申込（追加）により、収納サービス（税金・各種料金の払込み）を利用できます。

(3)　（省略）

(4)　（省略）

(5)　（省略）

2　（省略）

3　（省略）

4　月額利用料

(1)　契約者は当会に対し、本サービスについての当会所定の月額利用料およびその消費税相当額（以下（追加）「月額利用料等」といいます。）を毎月支払うものとします。

(2)　月額利用料等は、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書（追加）または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された貯金口座から、毎月当会所定の日に自動的に引（追加）落すものとします。

（追加）

第2条 利用資格

1　本サービスの利用申込者（以下（追加）「利用申込者」といいます。）は、次の各号全てに該当する方とします。

(1)　（省略）

(2)　（省略）

(3)　（省略）

2　本条1項に該当する方からの利用申込（追加）であっても、当会は、次の場合には利用申込（追加）を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。

（改　正　後）	（改　正　前）

a	利用申込み時に虚偽の事項を届け出たことが判明したとき。
b	その他、当会が利用を不適当と判断したとき。

3 反社会勢力との取引拒絶
　本サービスは、第 12 条(3)ｉ(a)から(f)および ｊ(a)から(e)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条(3)ｉ(a)から(f)および ｊ(a)から(e)の一つにでも該当する場合には、当会は本サービスの利用申込みをお断りするものとします。

4 リスクの承諾
(1)　（省略）
(2) 利用申込者は、本サービスにリスクが存在することを承諾し、リスクの内容を理解し、当会のリスク対策の内容をすべて理解したうえで利用申込みを行うものとします。

5 契約口座
(1) 契約者は、あらかじめ、申込書により当会本支店における契約者名義の口座を契約口座として申し込むことができるものとします。
(2)　（省略）
(3) 契約者は、申込書により届け出た契約口座のうち、月額手数料等を決済する口座を代表口座として必ず申し込むものとします。

6 マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザ
(1)　（省略）
(2) 契約者は、マスターユーザの利用権限を一定の範囲で代行する利用者（以下、「管理者ユーザ」および「一般ユーザ」といいます。）を、当会所定の方法により登録できるものとします。
(3)　（省略）

7 電子証明書、ログイン ID、パスワード等
(1)　（省略）
(2)　（省略）
(3) 電子証明書方式では、当会が発行する電子証明書を、当会所定の方法により、契約者のパソコンにインストールしていただきます。（インストールの際、本条(2)のログイン ID が必要になります。なお、ログイン ID は電子証明書のインストールのためのみに使用されます。）

a	（省略）
b	（省略）

(4)　（省略）
(5) ログインパスワード、確認用パスワード、ワンタイムパスワード（以下、「パスワード等」といいます。）は、マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザの本人確認に使用する大変重要な情報です。パスワード等は契約者および管理者ユーザ・一般ユーザの責任において厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないように十分注意してください。なお、当会からパスワード等をお聞きすることはありません。
(6)　（省略）
(7) パスワード等については、契約者のセキュリティ確保のため、当会所定の有効期限を有するものとします。マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザは、有効期限経過後本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過したログインパスワード、または確認用パスワードを変更するものとします。

(1)　利用申込（追加）時に虚偽の事項を届（追加）出たことが判明したとき（追加）
(2)　その他、当会が利用を不適当と判断したとき（追加）

第3条 反社会勢力との取引拒絶
　本サービスは、第12条3(10)アからカおよび(11)アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条3(10)アからカおよび(11)アからオの一つにでも該当する場合には、当会は本サービスの利用申込（追加）をお断りするものとします。

第4条 リスクの承諾
1　（省略）
2　利用申込者は、本サービスにリスクが存在することを承諾し、リスクの内容を理解し、当会のリスク対策の内容をすべて理解したうえで利用申込（追加）を行うものとします。

第5条 契約口座
1　契約者は、あらかじめ、申込書により当会本支店における契約者名義の口座を契約口座として申（追加）込むことができるものとします。
2　（省略）
3　契約者は、申込書により届け出た契約口座のうち、月額手数料等を決済する口座を代表口座として必ず申（追加）込むものとします。

第6条 マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザ
1　（省略）
2　契約者は、マスターユーザの利用権限を一定の範囲で代行する利用者（以下（追加）「管理者ユーザ」および「一般ユーザ」といいます。）を、当会所定の方法により登録できるものとします。
3　（省略）

第7条　電子証明書、ログインID、パスワード等
1　（省略）
2　（省略）
3　電子証明書方式では、当会が発行する電子証明書を、当会所定の方法により、契約者のパソコンにインストールしていただきます。（インストールの際、前項のログインIDが必要になります。なお、ログインIDは電子証明書のインストールのためのみに使用されます。）
(1)　（省略）
(2)　（省略）
4　（省略）
5　ログインパスワード、確認用パスワード、ワンタイムパスワード（以下（追加）「パスワード等」といいます。）は、マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザの本人確認に使用する大変重要な情報です。パスワード等は契約者および管理者ユーザ・一般ユーザの責任において厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないように十分注意してください。なお、当会からパスワード等をお聞きすることはありません。
6　（省略）
7　パスワード等については、契約者のセキュリティ確保のため、当会所定の有効期限を有するものとします。マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザは、有効期限経過後本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過したログインパスワード（追加）または確認用パスワードを変更するものとします。

（改　正　後）	（改　正　前）

（8）　（省略）

8 本人確認

契約者は取引において、パスワード等を端末より当会に送信するものとします。当会は送信された内容と、当会に登録された内容の一致を確認した場合、当会は、次の事項を確認したものとして取り扱います。

a	契約者の有効な意思による申込みであること。
b	送信者を契約者、または管理者ユーザ・一般ユーザとみなすこと。
c	（省略）

9 電子メール

（1）　（省略）

（2）　（省略）

（3）当会は、振込・振替受付結果やその他の告知を、届出のマスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスに電子メールで送信します。

（4）届出のマスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスを変更する場合は、当会所定の方法で登録を変更するものとします。

（5）当会が、届出のマスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスに、電子メールを送信した場合は、通信障害その他の理由により電子メールが未着・延着したときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。これらの未着・延着によって万一契約者に損害が生じた場合でも、当会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当会は責任を負いません。

（6）契約者が届け出たマスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスが、マスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの責めにより、マスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザ以外の者の電子メールアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当会は責任を負いません。

10 取引の依頼

（1）取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、マスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザが、取引に必要な所定の事項を、当会所定の方法により、正確に当会に送信することで行うものとします。

（2）取引依頼の確定

当会は、本サービスによる取引の依頼を受けた場合、一部の依頼内容を除き、マスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザに依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当会所定の方法で依頼内容を確認し実行した旨を当会に送信してください。当会がそれを確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当会所定の方法で各取引の手続を行います。受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合は、依頼内容の照会機能で確認してください。

（3）依頼内容の変更・取消し

依頼内容の変更、または取消しは、マスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザが、当会所定の方法により行うものとします。なお、当会への連絡の時期、依頼内容等によっては、変更、または取消しができないことがあります。

11 契約者からの解約

（1）　（省略）

（2）契約者から当会に対する解約通知は、当会所定の申込書により行（削除）うものとします。なお、解約の効力は、お届けいただいた後、当会の解約手続が完了した時点から発生するものとし、解約手

8　（省略）

第8条 本人確認

契約者は取引において、パスワード等を端末より当会に送信するものとします。当会は送信された内容と、当会に登録された内容の一致を確認した場合、当会は、次の事項を確認したものとして取（追加）扱います。

（1）　契約者の有効な意思による申込（追加）であること。

（2）　送信者を契約者（追加）または管理者ユーザ・一般ユーザとみなすこと。

（3）　（省略）

第9条 電子メール

1　（省略）

2　（省略）

3　当会は、振込・振替受付結果やその他の告知を、届出のマスターユーザ（追加）または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスに電子メールで送信します。

4　届出のマスターユーザ（追加）または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスを変更する場合は、当会所定の方法で登録を変更するものとします。

5　当会が、届出のマスターユーザ（追加）または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスに、電子メールを送信した場合は、通信障害その他の理由により電子メールが未着・延着したときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。これらの未着・延着によって万一契約者に損害が生じた場合でも、当会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当会は責任を負いません。

6　契約者が届（追加）出たマスターユーザ（追加）または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスが、マスターユーザ（追加）または管理者ユーザ・一般ユーザの責めにより、マスターユーザ（追加）または管理者ユーザ・一般ユーザ以外の者の電子メールアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当会は責任を負いません。

第10条 取引の依頼

1　取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、マスターユーザ（追加）または管理者ユーザ・一般ユーザが、取引に必要な所定の事項を、当会所定の方法により、正確に当会に送信することで行うものとします。

2　取引依頼の確定

当会は、本サービスによる取引の依頼を受けた場合、一部の依頼内容を除き、マスターユーザ（追加）または管理者ユーザ・一般ユーザに依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当会所定の方法で依頼内容を確認し実行した旨を当会に送信してください。当会がそれを確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当会所定の方法で各取引の手続を行います。受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合は、依頼内容の照会機能で確認してください。

3　依頼内容の変更・取消（追加）

依頼内容の変更（追加）または取消（追加）は、マスターユーザ（追加）または管理者ユーザ・一般ユーザが、当会所定の方法により行うものとします。なお、当会への連絡の時期、依頼内容等によっては、変更（追加）または取消（追加）ができないことがあります。

第11条 契約者からの解約

1　（省略）

2　契約者から当会に対する解約通知は、当会所定の申込書により行なうものとします。なお、解約の効力は、お届けいただいた後、当会の解約手続が完了した時点から発生するものとし、解約手続完了前に

（改　正　後）	（改　正　前）

（改　正　後）

続完了前に生じた損害については、当会は責任を負いません。当会に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当会は責任を負いません。

12　当会からの解約

(1)　代表口座の解約は、本サービスの解約申込みとみなします。

(2)　代表口座以外の契約口座の解約は、その口座にかかる本サービスの解約申込みとみなします。

(3)　契約者に次の場合の事由が一つでも生じたときは、当会は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当会に対する届出住所に対し、当会が解約通知を発送したときに生じるものとします。

a	破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき。
b	手形交換所、または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
c	住所変更の届け出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由によって、当会において契約者の所在が不明になったとき。
d	相続の開始があったとき。
e	支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき。
f	1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
g	解散、その他営業活動を休止したとき。
	（削除）
h	本（削除）規定および取引約定に違反したと当会が認めたとき。
i	契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 (a)　（省略） (b)　（省略） (c)　（省略） (d)　（省略） (e)　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等 (f)　その他(a)～(e)に準ずる者
j	契約者が、自ら、または第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合 (a)　（省略） (b)　（省略） (c)　（省略） (d)　風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 (e)　その他(a)～(d)に準ずる行為 (f)　契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認める行為
k	本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当会が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当会が判断した場合
l	契約者が当会に届け出た事項の全部、または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合、またはそれらの疑いがあると当会が判断した場合

（改　正　前）

生じた損害については、当会は責任を負いません。当会に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当会は責任を負いません。

第12条　当会からの解約

1　代表口座の解約は、本サービスの解約申込（追加）とみなします。

2　代表口座以外の契約口座の解約は、その口座にかかる本サービスの解約申込（追加）とみなします。

3　契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当会は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当会に対する届出住所に対し、当会が解約通知を発送したときに生じるものとします。

(1)　破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき（追加）

(2)　手形交換所（追加）または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき（追加）

(3)　住所変更の届け出を怠るなど契約者の責（追加）に帰すべき事由によって、当会において契約者の所在が不明になったとき（追加）

(4)　相続の開始があったとき（追加）

(5)　支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき（追加）

(6)　1年以上にわたり本サービスの利用がないとき（追加）

(7)　解散、その他営業活動を休止したとき（追加）

(8)　当会への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき

(9)　本利用規定及び取引約定に違反したと当会が認めたとき（追加）

(10)　契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

ア　（省略）

イ　（省略）

ウ　（省略）

エ　（省略）

オ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ（追加）または特殊知能暴力集団等

カ　その他前各号に準ずる者

(11)　契約者が、自ら（追加）または第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

ア　（省略）

イ　（省略）

ウ　（省略）

エ　風説を流布し、偽計を用い（追加）または威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為

オ　その他前各号に準ずる行為

(12)　契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認めたとき（追加）

（追加）

（改　正　後）	（改　正　前）
m　契約者が当会に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部、または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当会が判断した場合	（追加）
n　当会が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合	（追加）
o　（省略）	(13)　（省略）
(4) 当会は、本条(3)の場合の事由が一つでも生じた場合や、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当会はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。	（追加）　当会は、（追加）本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当会はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。
13 解約時のその他留意事項 (1)　（省略） (2)　（省略） (3)　（省略）	第13条 解約時のその他留意事項 1　（省略） 2　（省略） 3　（省略）
14 関係規定の適用・準用 (1) 本規定に定めのない事項については、普通貯金規定、当座勘定規定等関係する規定により取り扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。 (2)　（省略）	第14条 関係規定の適用・準用 1　本規定に定めのない事項については、普通貯金規定、当座勘定規定等関係する規定により取（追加）扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。 2　（省略）
15 規定、または利用方法の変更 (1)　（省略） (2) 本条(1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を第 21 条の通知手段でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。	第15条 規定（追加）または利用方法の変更 1　（省略） 2　前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を第21条の通知手段でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
16 サービスの追加・廃止 (1) 本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当会所定の一部のサービスについてはこの限りではありません。 (2) 当会は、廃止内容を第 21 条の通知手段でお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部、または一部を廃止することができるものとします。 (3) サービスの追加時、全部、または一部廃止時には、変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで本規定を変更する場合があります。	第16条 サービスの追加・廃止 1　本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込（追加）なしに利用できるものとします。ただし、当会所定の一部のサービスについてはこの限りではありません。 2　当会は、廃止内容を第21条の通知手段でお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部（追加）または一部を廃止することができるものとします。 3　サービスの追加時、全部（追加）または一部廃止時には、変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで本規定を変更する場合があります。
17 届出事項の変更（電子証明書を含みます。） (1) 本サービスおよび貯金口座に関する印章、名称、住所、電話番号、また契約口座その他届出事項に変更があったときには、当会所定の方法で、直ちに当会に届け出てください。当会に対する変更手続の通知を受けてから、変更手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当会は責任を負いません。 (2)　（省略） (3)　（省略）	第17条 届出事項の変更（電子証明書を含む） 1　本サービス及び貯金口座に関する印章、名称、住所、電話番号、また契約口座その他届出事項に変更があったときには、当会所定の方法で、直ちに当会に届け出てください。当会に対する変更手続の通知を受けてから、変更手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当会は責任を負いません。 2　（省略） 3　（省略）

（改　正　後）	（改　正　前）

18 移管
（省略）

19 免責条項等
(1) 当会および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず次の損害が生じた場合には、当会は責任を負いません。

a	（省略）
b	（省略）

(2) （省略）
(3) 本サービスでのサービス提供にあたり、当会が当会所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで送信者を契約者、または管理者ユーザ・一般ユーザとみなして取扱いを行った場合は、パスワード等につき当会の責めによらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当会は責任を負いません。
(4) （省略）
(5) （省略）

20 不正な払戻しへの対応
(1) 盗取されたパスワード等を用いて第三者が契約者になりすまして本サービスを不正使用したことにより行われた取引（以下、「不正な払戻し」といいます。）により生じた損害について、次の場合のすべてに該当する場合、契約者は当会に対して当会所定の補償限度額の範囲内で本条(2)に定める補償の請求を申し出ることができます。

a	当会の提供するセキュリティ対策を実施していること。
b	当会の提供するウィルス対策ソフトを利用していること。
c	当会の指定した正規の手順で電子証明書を利用していること。
d	パスワード等の盗用、または不正な払戻しに気づいてから速やかに、当会への通知が行われていること。
e	パスワード等の盗用、または不正な払戻しに気づいてから速やかに、警察に被害を届けて、被害事実等の事情説明が行われていること。
f	当会の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること。

(2) 本条(1)の申し出がなされた場合、不正な払戻しが契約者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の 30 日前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害（取引金額および手数料）の額に相当する金額（以下、「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。
(3) 本条(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は補償対象額を 2 分の 1 に減額した金額の範囲で補償する、あるいは補償しないことができるものとします。

a	法人 JA ネットバンクに使用するパソコンの基本ソフト（OS）や Web ブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを、最新の状態に更新していない場合
b	法人 JA ネットバンクに使用するパソコンの基本ソフト（OS）や Web ブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアについて、メーカーのサポート期限が終了した後も使用している場合
c	法人 JA ネットバンクにかかるパスワードを定期的に変更していない場合
d	（省略）

(4) 本条(1)から(3)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は、補償しないことができるものとします。

a	（省略）

第18条 移管
（省略）

第19条 免責条項等
1 当会及び金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず次の損害が生じた場合には、当会は責任を負いません。
(1) （省略）
(2) （省略）
2 （省略）
3 本サービスでのサービス提供にあたり、当会が当会所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで送信者を契約者（追加）または管理者ユーザ・一般ユーザとみなして取扱いを行った場合は、パスワード等につき当会の責めによらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当会は責任を負いません。
4 （省略）
5 （省略）

第20条 不正な払戻しへの対応
1 盗取されたパスワード等を用いて第三者が契約者になりすまして本サービスを不正使用したことにより行われた取引（以下（追加）「不正な払戻し」といいます。）により生じた損害について、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当会に対して当会所定の補償限度額の範囲内で本条第2項に定める補償の請求を申し出ることができます。
(1) 当会の提供するセキュリティ対策を実施していること（追加）
(2) 当会の提供するウィルス対策ソフトを利用していること（追加）
(3) 当会の指定した正規の手順で電子証明書を利用していること（追加）
(4) パスワード等の盗用（追加）または不正な払戻しに気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること（追加）
(5) パスワード等の盗用（追加）または不正な払戻しに気づいてからすみやかに、警察に被害を届けて、被害事実等の事情説明が行われていること（追加）
(6) 当会の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること（追加）
2 本条第1項の申し出がなされた場合、不正な払戻しが契約者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害（取引金額および手数料）の額に相当する金額（以下、「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。
3 本条第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は補償対象額を2分の1に減額した金額の範囲で補償する、あるいは補償しないことができるものとします。
(1) 法人ＪＡネットバンクに使用するパソコンの基本ソフト（ＯＳ）やＷｅｂブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを、最新の状態に更新していない場合
(2) 法人ＪＡネットバンクに使用するパソコンの基本ソフト（ＯＳ）やＷｅｂブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアについて、メーカーのサポート期限が終了したあとも使用している場合
(3) 法人ＪＡネットバンクにかかるパスワードを定期的に変更していない場合
(4) （省略）
4 本条第1項から第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は、補償しないことができるものとします。
(1) （省略）

（改　正　後）	（改　正　前）

b	（省略）
c	契約者、または契約者の従業員・使用人・ご家族の故意、または重大な過失による損害であった場合
d	（省略）
e	直接間接を問わず、指示、または脅迫に起因して生じた損害であった場合
f	（省略）
g	契約者に本（削除）規定違反があると認められた場合
h	パスワード等の盗取、または不正払戻しが、地震、噴火等の大規模自然災害、戦争、その他これらに類似の事変、または暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれらに付随して行われた場合
i	（省略）

(5) 当会が本条(2)の規定に基づく補償を行う場合、不正払戻しの支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条(1)に基づく補償の請求に応じることはできません。また、契約者が、不正払戻しを行った者から損害賠償、または不当利得返還等の名目の如何を問わず金銭を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当会が本条(2)の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象貯金に関する契約者の当会に対する払戻請求権は消滅します。

(7) 当会が本条(2)の規定に基づき補償を行った場合には、当会は当該補償を行った金額の限度において、不正な振込を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権、または不当利得返還請求権を取得するものとします。

(8) 当会が本条(2)の規定に基づき補償を行った後、契約者に本条(3)、または本条(4)に該当する事由が判明した場合、当会は契約者に補償金の返還を請求する場合があります。補償金の返還請求が行われた場合、契約者は当会に対して速やかに補償金を返還するものとします。

21 通知手段

（省略）

22 契約期間

この契約の当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者、または当会からの特段の申し出がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。

23 サービスの休止

(1) 当会は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止の時期およびび内容について第21条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止、または中止することができるものとします。

(2) ただし、本条(1)の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当会は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止、または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期およびび内容について、第21条の通知手段によりお知らせします。

24 海外からの利用

本サービスは、原則として、国内からの利用に限るものとし、契約者は、海外からの利用については、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部、または一部を利用できない場合があることに同意するものとします。

(2) （省略）

(3) 契約者、または契約者の従業員・使用人・ご家族の故意（追加）または重大な過失による損害であった場合

(4) （省略）

(5) 直接間接を問わず、指示（追加）または脅迫に起因して生じた損害であった場合

(6) （省略）

(7) 契約者に本利用規定違反があると認められた場合

(8) パスワード等の盗取（追加）または不正払戻しが、地震、噴火等の大規模自然災害、戦争、その他これらに類似の事変（追加）または暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ（追加）またはこれらに付随して行われた場合

(9) （省略）

5 当会が本条第2項の規定にもとづく補償を行う場合、不正払戻しの支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条第1項にもとづく補償の請求に応じることはできません。また、契約者が、不正払戻しを行った者から損害賠償（追加）または不当利得返還等の名目の如何を問わず金銭を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

6 当会が本条第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象貯金に関する契約者の当会に対する払戻請求権は消滅します。

7 当会が本条第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当会は当該補償を行った金額の限度において、不正な振込を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権（追加）または不当利得返還請求権を取得するものとします。

8 当会が本条第2項の規定に基づき補償を行った後、契約者に本条第3項（追加）または本条第4項に該当する事由が判明した場合、当会は契約者に補償金の返還を請求する場合があります。補償金の返還請求が行われた場合、契約者は当会に対して速やかに補償金を返還するものとします。

第21条 通知手段

（省略）

第22条 契約期間

この契約の当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者（追加）または当会からの特段の申（追加）出がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。

第23条 サービスの休止

1 当会は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止の時期及び内容について第21条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止（追加）または中止することができるものとします。

2 ただし、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当会は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止（追加）または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期及び内容について、第21条の通知手段によりお知らせします。

第24条 海外からの利用

本サービスは、原則として、国内からの利用に限るものとし、契約者は、海外からの利用については、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部（追加）または一部を利用できない場合があることに同意するものとします。

（改　正　後）	（改　正　前）

25 業務委託の承諾
(1) 当会は、当会が任意に定める第三者（以下、「委託先」といいます。）に業務の全部、または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。
(2) （省略）

26 譲渡、質入れ等の禁止
（省略）

27 準拠法・合意管轄
（省略）

第2章　照会・振込サービス
28 照会機能
(1) 内容
（省略）
(2) 提供内容の変更・取消し
振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、当会は既に提供した口座情報について変更、または取消を行うことがあります。なお、このような変更、または取消しのために生じた損害について、当会は責任を負いません。

29 振込・振替機能
(1) 内容

a	振込・振替機能とは、契約口座から、振込資金、または振替資金（以下、「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、当会本支店および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金指定口座」といいます。）あてに、振込通知を発信、または振替処理を行うことができるサービスです。
b	振込・振替機能における振込、または振替の取引は、次の区分により取り扱います。 (a) 入金指定口座が、契約口座と異なる当会本支店にある場合、または当会以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座が契約口座と異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。 (b) 入金指定口座が、契約口座と同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。
c	振込・振替機能は、契約者がインターネット画面上で入金指定口座を入力、または選択する方式（都度指定方式）により利用できるものとします。
d	（省略）

(2) 振込手数料

a	（省略）

第25条 業務委託の承諾
1 当会は、当会が任意に定める第三者（以下（追加）「委託先」といいます（追加））に業務の全部（追加）または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。
2 （省略）

第26条 譲渡、質入れ等の禁止
（省略）

第27条 準拠法・合意管轄
（省略）

第2章　照会・振込サービス
第28条 照会機能
1 内容
（省略）
2 提供内容の変更・取消（追加）
振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、当会は既に提供した口座情報について変更（追加）または取消を行うことがあります。なお、このような変更（追加）または取消（追加）のために生じた損害について、当会は責任を負いません。

第29条 振込・振替機能
1 内容
(1) 振込・振替機能とは、契約口座から、振込資金（追加）または振替資金（以下、「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、当会本支店および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金指定口座」といいます。）あてに、振込通知を発信、または振替処理を行うことができるサービスです。
(2) 振込・振替機能における振込（追加）または振替の取引は、次の区分により取（追加）扱います。
ア 入金指定口座が、契約口座と異なる当会本支店にある場合、または当会以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座が契約口座と異なる名義の場合は、「振込」として取（追加）扱います。
イ 入金指定口座が、契約口座と同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取（追加）扱います。
(3) 振込・振替機能は、契約者がインターネット画面上で入金指定口座を入力（追加）または選択する方式（都度指定方式）により利用できるものとします。
(4) （省略）
2 振込手数料
(1) （省略）

（改　正　後）	（改　正　前）

（改　正　後）

b	振込手数料等は、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、契約者の選択により、次のいずれかの方法で引き落すものとします。 (a) 契約口座から、振込を行う都度、振込資金と合算で自動的に引落し (b) 当会と後納手数料契約を締結のうえ、契約口座から１か月分をまとめて毎月当会所定の日に自動的に引落し

(3) １日あたり上限金額の設定

a	（省略）
b	契約者は、a に定められた金額の範囲内で、振込の上限金額を設定し、当会所定の方法によりこれを変更することができます。
c	（省略）

(4) 処理指定日

a	（省略）
b	契約者は、振込・振替機能の処理指定日として、依頼日の翌営業日以後の当会所定の期間における営業日を指定することができます。（以下、「振込・振替予約」といいます。）

(5) 取引の成立

a	本規定第 10 条(1)および(2)による取引依頼の確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、処理指定日の当会所定の時刻）に、振込・振替資金を、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引き落します。
b	振込・振替契約は、振込・振替資金を当会が引き落した時に成立するものとします。
c	振込・振替契約が成立した場合、当会は、依頼内容に基づいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。
d	次のいずれかに該当する場合、照会・振込サービスによる振込、または振替の取引はできません。 (a) 振込金額、または振替金額が契約口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。 (b) 契約口座が解約済みのとき、または振込・振替の取引において、入金指定口座への入金ができないとき。 (c) 契約者から契約口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当会が所定の手続をとったとき。 (d) （省略） (e) 当会の責めによらない事由により、取引ができなかったとき。

(6) 振込・振替予約における振込・振替資金の引落し不能時の取扱い

振込・振替予約において、処理指定日の当会所定の時刻に振込・振替資金の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振込、または振替の取引はしません。この場合、当会は、契約者に対し振込・振替資金の引落し不能の旨の通知はしません。

なお、契約口座からの支払が複数ある場合で、その払出し総額が契約口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当会の任意とします。

(7) 取引内容の確認等

a	振込、または振替の取引後は、速やかに該当する貯金通帳への記入、当座勘定照合表、または第 28 条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。

（改　正　前）

(2) 振込手数料等は、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書（追加）または当座小切手の提出を省略のうえ、契約者の選択により、次のいずれかの方法で引（追加）落すものとします。

ア 契約口座から、振込を行う都度、振込資金と合算で自動的に引落（追加）

イ 当会と後納手数料契約を締結のうえ、契約口座から１か月分をまとめて毎月当会所定の日に自動的に引落（追加）

3 １日あたり上限金額の設定

(1) （省略）

(2) 契約者は、前号に定められた金額の範囲内で、振込の上限金額を設定し、当会所定の方法によりこれを変更することができます。

(3) （省略）

4 処理指定日

(1) （省略）

(2) 契約者は、振込・振替機能の処理指定日として、依頼日の翌営業日以後の当会所定の期間における営業日を指定することができます。（以下、「振込（追加）振替予約」といいます。）

5 取引の成立

(1) 本規定第 10 条第１項および第２項による取引依頼の確定時（ただし、振込（追加）振替予約の場合には、処理指定日の当会所定の時刻）に、振込・振替資金を、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書（追加）または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引（追加）落します。

(2) 振込（追加）振替契約は、振込（追加）振替資金を当会が引（追加）落した時に成立するものとします。

(3) 振込（追加）振替契約が成立した場合、当会は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。

(4) 次のいずれかに該当する場合、照会・振込サービスによる振込（追加）または振替の取引はできません。

ア 振込金額（追加）または振替金額が契約口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。

イ 契約口座が解約済（追加）のとき、または振込・振替の取引において、入金指定口座への入金ができないとき。

ウ 契約者から契約口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当会が所定の手続をとったとき。

エ （省略）

オ 当会の責（追加）によらない事由により、取引ができなかったとき。

6 振込（追加）振替予約における振込（追加）振替資金の引落（追加）不能時の取扱い

振込（追加）振替予約において、処理指定日の当会所定の時刻に振込（追加）振替資金の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振込（追加）または振替の取引はしません。この場合、当会は、契約者に対し振込・振替資金の引落（追加）不能の旨の通知はしません。

なお、契約口座からの支払が複数ある場合で、その払出し総額が契約口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当会の任意とします。

7 取引内容の確認等

(1) 振込（追加）または振替の取引後は、すみやかに該当する貯金通帳への記入、当座勘定照合表、または第 28 条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。

（改　正　後）	（改　正　前）

（改正後）

b	取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当会の間で疑義が生じたときは、当会が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

(8) 振込資金の返却

「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当会はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条(2)の振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当会は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当会は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。

(9) 依頼内容の訂正、組戻し

a	振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名、または振込金額を変更する場合には、以下に規定する組戻しの手続により取り扱います。 (a)　（省略） (b)　（省略）
b	振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、本条(2)の振込手数料等相当額は返却しません。（削除） (a)　（省略） (b)　（省略） (c)　組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。（削除）現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。
c	a、b の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正、または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
d	振替の取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更、または依頼の取りやめはできません。

第３章　収納サービス

30 収納サービス

(1) 内容

a	収納サービスとは、契約者の契約口座から当会所定の収納機関に対し、税金、手数料、その他各種料金等（以下、「料金等」といいます。）の払（削除）込みを行うことができるサービスです。
b	本サービスの契約者は、新たな申込みなしに「収納サービス」を利用することができます。

(2)　（省略）
(3)　（省略）
(4)　（省略）
(5)　（省略）

（改正前）

(2)　取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当会の間で疑義が生じたときは、当会が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取（追加）扱います。

8 振込資金の返却

「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当会はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条第２項の振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当会は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当会は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。

9 依頼内容の訂正、組戻し

(1)　振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の訂正の手続により取（追加）扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名（追加）または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取（追加）扱います。

ア　（省略）
イ　（省略）

(2)　振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取（追加）扱います。組戻手続を行う場合、本条第２項の振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。

ア　（省略）
イ　（省略）
ウ　組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。自己宛小切手または現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。

(3)　前１号、２号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正（追加）または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

(4)　振替の取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更（追加）または依頼の取りやめはできません。

第３章　収納サービス

第 30 条 収納サービス

1　内容

(1)　収納サービスとは、契約者の契約口座から当会所定の収納機関に対し、税金、手数料、その他各種料金等（以下、「料金等」といいます。）の払い込みを行うことができるサービスです。

(2)　本サービスの契約者は、新たな申込（追加）なしに「収納サービス」を利用することができます。

2　（省略）
3　（省略）
4　（省略）
5　（省略）

（改　正　後）	（改　正　前）

(6) 払込取引の成立等

a	取引の成立 本規定第 10 条(1)および(2)による取引依頼の確定時に、料金等の払込金額を、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引き落します。
b	契約の成立 料金等の払込契約は、料金等の払込金額を当会が契約口座から引き落した時に成立するものとします。 料金等の払込契約が成立した場合、当会は、依頼内容に基づいて、契約先へは払込成立結果の通知、収納機関へは成立後払込電文の発信を行います。
c	払込取引の取消し等 料金等の払込みにかかる契約の成立後は、契約者は料金等の払込みの取引依頼を取消し、または訂正することはできません。 収納機関からの連絡により、処理済みの料金等の払込みが取り消されることがあります。料金等の払込みが取り消された場合、当会は契約者の承諾なしに、当該払込みにかかる金額を当会所定の方法により、当該払込みの契約口座に戻し入れます。この場合、払込手数料等相当額は返金いたしません。
d	払込みの不能 次のいずれかに該当する場合、契約者は収納サービスによる払込みの取引はできません。これに起因して契約者が料金等の払込みを行うことができず、契約者に損害が発生しても、当会は責任を負いません。 (a)　（省略） (b)　（省略） (c)　（省略） (d)　契約者から契約口座について支払停止の届出があり、それに基づき当会が所定の手続をとったとき。 (e)　収納機関から納付情報、または請求情報についての所定の確認ができないとき。 (f)　（省略） (g)　（省略）
e	取引内容の確認等 払込みの取引後は、速やかに該当する貯金通帳への記入、当座勘定照合表、または第 28 条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当会の間で疑義が生じたときは、当会が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

(7) 領収書の取扱い

当会は、料金等の払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。

収納機関の納付情報、または請求情報の内容、収納機関での収納手続（削除）の結果やその他収納に関する照会等については、収納機関に直接お問い合わせください。

(8) サービスの利用停止

当会、または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、収納サービスの利用を停止することがあります。収納サービスの利用を再開するには、必要に応じて当会、または収納機関所定の手続（削除）を行ってください。

6　払込取引の成立等

(1)　取引の成立

本規定第 10 条第 1 項および第 2 項による取引依頼の確定時に、料金等の払込金額を、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書（追加）または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引（追加）落します。

(2)　契約の成立

料金等の払込契約は、料金等の払込金額を当会が契約口座から引（追加）落した時に成立するものとします。

料金等の払込契約が成立した場合、当会は、依頼内容にもとづいて、契約先へは払込成立結果の通知、収納機関へは成立後払込電文の発信を行います。

(3)　払込取引の取消（追加）等

料金等の払込みにかかる契約の成立後は、契約者は料金等の払込みの取引依頼を取消（追加）または訂正することはできません。

収納機関からの連絡により、処理済みの料金等の払込みが取り消されることがあります。料金等の払込みが取り消された場合、当会は契約者の承諾なしに、当該払込みにかかる金額を当会所定の方法により、当該払込みの契約口座に戻し入れます。この場合、払込手数料等相当額は返金いたしません。

(4)　払込みの不能

次のいずれかに該当する場合、契約者は収納サービスによる払込みの取引はできません。これに起因して契約者が料金等の払込みを行うことができず、契約者に損害が発生しても、当会は責任を負いません。

ア　（省略）
イ　（省略）
ウ　（省略）
エ　契約者から契約口座について支払停止の届出があり、それにもとづき当会が所定の手続をとったとき。
オ　収納機関から納付情報（追加）または請求情報についての所定の確認ができないとき。
カ　（省略）
キ　（省略）

(5)　取引内容の確認等

払込みの取引後は、すみやかに該当する貯金通帳への記入、当座勘定照合表、または第 28 条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。

取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当会の間で疑義が生じたときは、当会が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取（追加）扱います。

7　領収書の取扱（追加）

当会は、料金等の払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。

収納機関の納付情報（追加）または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果やその他収納に関する照会等については、収納機関に直接お問い合わせください。

8　サービスの利用停止

当会（追加）または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、収納サービスの利用を停止することがあります。収納サービスの利用を再開するには、必要に応じて当会（追加）または収納機関所定の手続きを行ってください。

（改　正　後）	（改　正　前）

第４章　伝送サービス

31 伝送サービス

(1) 内容

a	（省略）
b	データ伝送、またはファイル伝送をご利用いただくには別途申込が必要となります。ただし、ファイル伝送を利用いただくには、データ伝送の申込みが必要となります。

32 データ伝送

(1) （省略）

a	（省略）
b	（省略）
c	（省略）
d	（省略）

(2) （省略）

(3) データ伝送契約者、または管理者ユーザ・一般ユーザ（データ伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条(1)の各種サービスのデータを、以下の日時までに、当会所定の方法により、送信を完了するものとします。

a	（省略）
b	（省略）
c	（省略）
d	（省略）

(4) データ伝送契約者が当会に送信する本条(1)の各種サービスのデータは、全国銀行協会で定められたフォーマット（シングルヘッダ）および当会所定のCSV形式とします。

33 ファイル伝送

(1) （省略）

a	（省略）
b	（省略）
c	（省略）
d	（省略）
e	（省略）
f	（省略）
g	（省略）

(2) （省略）

(3) ファイル伝送契約者、または管理者ユーザ・一般ユーザ（ファイル伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条(1)のうち、次のサービスのデータを、以下の日時までに、当会所定の方法により、送信を完了するものとします。

a	（省略）
b	（省略）
c	（省略）
d	（省略）
e	（省略）

第４章　伝送サービス

第31条 伝送サービス

1 内容

(1) （省略）

(2) データ伝送（追加）またはファイル伝送をご利用いただくには別途お申し込みが必要となります。ただし、ファイル伝送を利用いただくには、データ伝送の申込（追加）が必要となります。

第32条 データ伝送

1 （省略）

(1) （省略）

(2) （省略）

(3) （省略）

(4) （省略）

2 （省略）

3 データ伝送契約者（追加）または管理者ユーザ・一般ユーザ（データ伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条第１項の各種サービスのデータを、以下の日時までに、当会所定の方法により、送信を完了するものとします。

(1) （省略）

(2) （省略）

(3) （省略）

(4) （省略）

4 データ伝送契約者が当会に送信する本条第１項の各種サービスのデータは、全国銀行協会で定められたフォーマット（シングルヘッダ）および当会所定のＣＳＶ形式とします。

第33条 ファイル伝送

1 （省略）

(1) （省略）

(2) （省略）

(3) （省略）

(4) （省略）

(5) （省略）

(6) （省略）

(7) （省略）

2 （省略）

3 ファイル伝送契約者（追加）または管理者ユーザ・一般ユーザ（ファイル伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条第１項のうち、次のサービスのデータを、以下の日時までに、当会所定の方法により、送信を完了するものとします。

(1) （省略）

(2) （省略）

(3) （省略）

(4) （省略）

(5) （省略）

（改　正　後）	（改　正　前）

34 総合振込・口座振込
（省略）

35 給与振込・賞与振込
(1)　（省略）
(2)　（省略）
(3)　（省略）

36 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定
(1) 伝送契約者は、伝送サービスを利用して、総合振込、または給与振込・口座振込・賞与振込を行う場合、当会に対して、当会所定の振込手数料および振込手数料合計額にかかる消費税相当額（以下、「伝送振込手数料等」といいます。）を、当会所定の方法により支払うものとします。
(2)　（省略）
(3)　（省略）
(4) 振込先（口座振込を除きます。）として指定できる取扱店は、原則、当会本支店および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当会所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とします。
(5) 当会は、本規定第10条(1)および(2)により依頼を受けたデータに基づき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続（削除）を行います。
(6)　（省略）
(7)　（省略）
(8) 振込資金、振込手数料等は、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、支払指定口座から自動的に引き落します。
(9)　（省略）
(10) 振込の不能事由等
次のいずれかに該当する場合、当会はその振込依頼はなかったものとして取り扱います。

a	振込資金が、支払指定口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超え、当会所定の時限までに自動引落しできなかったとき。 なお、支払指定口座からの払出しが伝送サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当会の任意とします。
b	伝送契約者から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当会が所定の手続をとったとき。
c	（省略）

(11) 振込資金の返却
「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、伝送契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当会はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条(1)の伝送振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当会は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当会は依頼内容について伝送契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。

第34条 総合振込・口座振込
（省略）

第35条 給与振込・賞与振込
1　（省略）
2　（省略）
3　（省略）

第36条 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定
1　伝送契約者は、伝送サービスを利用して、総合振込（追加）または給与振込・口座振込・賞与振込を行う場合、当会に対して、当会所定の振込手数料および振込手数料合計額にかかる消費税相当額（以下、「伝送振込手数料等」といいます。）を、当会所定の方法により支払うものとします。
2　（省略）
3　（省略）
4　振込先（口座振込を除く。）として指定できる取扱店は、原則、当会本支店および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当会所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とします。
5　当会は、本規定第10条第1項および第2項により依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続きを行います。
6　（省略）
7　（省略）
8　振込資金、振込手数料等は、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書（追加）または当座小切手の提出を省略のうえ、支払指定口座から自動的に引（追加）落します。
9　（省略）
10　振込の不能事由等
次のいずれかに該当する場合、当会はその振込依頼はなかったものとして取（追加）扱います。
(1)　振込資金が、支払指定口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超え、当会所定の時限までに自動引落（追加）できなかったとき。
なお、支払指定口座からの払出しが伝送サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当会の任意とします。
(2)　伝送契約者から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当会が所定の手続をとったとき。
(3)　（省略）
11　振込資金の返却
「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、伝送契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当会はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条第1項の伝送振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当会は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当会は依頼内容について伝送契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。

（改　正　後）	（改　正　前）

（改正後）

(12) 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除きます。）

a	振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名、または振込金額を変更する場合には、b に規定する組戻しの手続により取り扱います。 (a)　（省略） (b)　（省略）
b	振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、本条(1)の伝送振込手数料等相当額は返却しません。（削除） (a)　（省略） (b)　（省略） (c)　組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。（削除）現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。
c	a、b の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正、または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

37　口座振替

(1)　（省略）

(2)　（省略）

(3)　口座振替依頼書の受理等

a	当会の取扱店は、貯金者から貯金口座振替の依頼を受けた時は、貯金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および貯金口座振替申込書（以下、「申込書」といいます。）を提出させ、これを承諾した時は申込書を伝送契約者に送付します。
b	（省略）
c	（省略）
d	（省略）

(4)　口座振替の依頼

a	伝送契約者は、貯金者から提出を受けた依頼書および申込書に基づいて当該貯金者あての請求明細を記録したデータを作成し、当会に対し、伝送サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。

（改正前）

12　依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除く。）

(1)　振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続により取（追加）扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名（追加）または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取（追加）扱います。

ア　（省略）

イ　（省略）

(2)　振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取（追加）扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。

ア　（省略）

イ　（省略）

ウ　組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。自己宛小切手または現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。

(3)　前1号、2号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正（追加）または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第37条　口座振替

1　（省略）

2　（省略）

3　口座振替依頼書の受理等

(1)　当会の取扱店は、貯金者から貯金口座振替の依頼を受けた時は、貯金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および貯金口座振替申込書（以下（追加）「申込書」といいます。）を提出させ、これを承諾した時は申込書を伝送契約者に送付します。

(2)　（省略）

(3)　（省略）

(4)　（省略）

4　口座振替の依頼

(1)　伝送契約者は、貯金者から提出を受けた依頼書および申込書に基づいて当該貯金者宛の請求明細を記録したデータを作成し、当会に対し、伝送サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。

（改　正　後）	（改　正　前）

（改正後）

b	当会は、本規定第 10 条(1)および(2)によりデータに記録された請求明細に基づき振替処理を行い、振替結果を次のコードにより登録します。 振替済 0 資金不足 1 貯金取引なし 2 貯金者都合による停止 3 口座振替依頼書なし 4 委託者の都合による振替停止 8 その他 9 なお、貯金口座からの引落しは、データに記録された請求明細の口座番号により行うものとします。
c	（省略）

(5) 口座振替結果の登録

当会は振替結果について、以下の時刻から照会できるよう、登録を行うものとします。

a	申込みいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当会所定の時刻
b	申込みいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業終了時刻…振替日の翌営業日の当会所定の時刻

(6) 取扱手数料

a	（省略）
b	口座振替手数料および当該手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下、「口座振替手数料等」といいます。）は、次のいずれかの方法により申し受けるものとします。 (a) （省略） (b) （省略） (c) （省略）
c	口座確認手数料および当該手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下、「口座確認手数料等」といいます。）は、口座確認実施結果を当会で確認次第、当会所定の方法により申し受けるものとします。
d	口座振替手数料等および口座確認手数料等の引落しにあたっては、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。

(7) （省略）
(8) （省略）
(9) （省略）
(10) （省略）
(11) （省略）
(12) 解約・変更通知

当会は、貯金者の申し出、または当会の都合により当該貯金者との貯金口座振替を解約、または変更した時はその旨通知するものとします。ただし、貯金者が当該指定口座を解約した時は、当会は伝送契約者に対する通知は行わないものとします。

38 ファイル伝送にかかる口座確認
(1) （省略）
(2) （省略）

（改正前）

(2) 当会は、本規定第 10 条第 1 項および第 2 項によりデータに記録された請求明細に基づき振替処理を行い、振替結果を次のコードにより登録します。

振替済	0
資金不足	1
貯金取引なし	2
貯金者都合による停止	3
口座振替依頼書なし	4
委託者の都合による振替停止	8
その他	9

なお、貯金口座からの引落しは、データに記録された請求明細の口座番号により行うものとします。

(3) （省略）

5 口座振替結果の登録

当会は振替結果について、以下の時刻から照会できるよう、登録を行うものとします。

(1) 申込（追加）いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当会所定の時刻
(2) 申込（追加）いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業終了時刻…振替日の翌営業日の当会所定の時刻

6 取扱手数料

(1) （省略）
(2) 口座振替手数料および当該手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下（追加）「口座振替手数料等」といいます。）は、次のいずれかの方法により申し受けるものとします。
ア （省略）
イ （省略）
ウ （省略）
(3) 口座確認手数料および当該手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下（追加）「口座確認手数料等」といいます。）は、口座確認実施結果を当会で確認次第、当会所定の方法により申し受けるものとします。
(4) 口座振替手数料等および口座確認手数料等の引落しにあたっては、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書（追加）または当座小切手の提出は不要とします。

7 （省略）
8 （省略）
9 （省略）
10 （省略）
11 （省略）
12 解約・変更通知

当会は、貯金者の申（追加）出（追加）または当会の都合により当該貯金者との貯金口座振替を解約（追加）または変更した時はその旨通知するものとします。ただし、貯金者が当該指定口座を解約した時は、当会は伝送契約者に対する通知は行わないものとします。

第 38 条 ファイル伝送にかかる口座確認
1 （省略）
2 （省略）

（改　正　後）	（改　正　前）
(3)　（省略） (4)　（省略） 39 ファイル伝送にかかる口座番号変更 (1)　（省略） (2)　（省略） (3)　（省略） 以　上 （２０２５年１０月１日現在）	3　（省略） 4　（省略） 第 39 条 ファイル伝送にかかる口座番号変更 1　（省略） 2　（省略） 3　（省略） 以　上 （２０２３年１０月１日現在）